

療育手帳で受けられる支援

1、特別児童扶養手当の支給

20歳未満の最重度、重度又は中度の障害のある児童を養育する父又は母(父又は母がない場合はそれに代わる養育者)に支給されます。なお、一定の制限がありますので、詳しくは申請窓口の市町村役所(場)でおたずねください。

2、特別障害者手当等の支給

在宅の最重度及び重度の方に月一定額の手当が支給されます。なお、一定の制限がありますので、詳しくは県福祉保健所又は市町村役所(場)でおたずねください。

3、障害基礎年金の支給

20歳以上の最重度及び重度の方が支給の対象です。なお、一定の制限がありますので、詳しくは沖縄社会保険事務局又は市町村役所(場)でおたずねください。

4、重度障害児・者日常生活用具の給付等

在宅の最重度及び重度の方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具が給付され、又は貸与されます。詳しくは市町村役所(場)でおたずねください。一定の制限があります。

5、心身障害者扶養共済制度

保護者の相互扶助の精神に基づき、障害者の生活安定の一助に毎月一定額の掛金を納入する制度です。加入者が死亡又は廃疾の際は、残された障害者に毎月一定額の年金が給付されます。詳しくは県福祉保健所又は市福祉事務所でたずねください。

6、知的障害者相談員

各市町村にはおおむね知的障害者相談員が設置されて、各種の相談に応じています。

7、障害福祉サービス

介護を支援する「居宅介護」等のサービス訓練等を支援する「自立訓練」等のサービスが受けられます。(収入に応じて一部自己負担)
詳しくは市町村役所(場)でおたずねください。

8、所得税・地方税の控除及び減免

障害の程度に応じて、所得税・地方税(県民税、市町村民税、自動車税及び軽自動車税)に控除及び減免措置があります。
詳しくは税務署、自動車税事務所又は市町村役所(場)でおたずねください。

9、NHK受信料の減免

最重度又は重度の方のいる低所得世帯(市町村民税非課税世帯)は、受信料が減免になります。詳しくは最寄りのNHK営業所におたずねください。

10、公営住宅の優先入居

県営住宅又は市町村営住宅のある市町村では、障害者がいる世帯の入居希望を配慮することになっています。
詳しくは県土木建築住宅課又は当該市町村役所(場)におたずねください。

11、重度心身障害者の医療費の助成

最重度及び重度の方は、医療費の助成が受けられます。
詳しくは市町村役所(場)でおたずねください。

12、旅客鉄道株式会社運賃及びバス運賃の割引

運賃が割引になります。
詳しくは福祉保健所又は市町村役所(場)でおたずねください。

13、国内航空旅客運賃の割引

満12歳以上の障害者の運賃が割引になります。
詳しくは県福祉保健所又は市町村役所(場)でおたずねください。

14、無料番号案内(ふれあい案内)

NTTに登録することによって、番号案内が無料になります。
詳しくはNTT営業所におたずねください。